

立法過程の加速と減速

——ドイツの立法実務と憲法判例——

植 松 健 一*

目 次

- I はじめに
- II 加速の動態
- III 判例の新たな展開
- IV 論点整理——まとめにかえて

I はじめに

《法令や議会先例の手順は踏んでいるが、著しく短期間で完了した立法過程》について、法的に非難することは可能か。この問いには否定的な反応が予想される。立法過程への司法審査一般に判例・学説が消極的であり¹⁾、実体論としても「憲法適合的な立法期間」の確定には多くの困難が伴うからである²⁾。しかし近年のドイツでは法案審議に一定の時間確保を求める憲法判例が登場しており、その論理を辿ることで立法期間の規範的枠づけの道筋が見えてくるかもしれない。そこで本稿は、「憲法適合的な立法期間」

* うえまつ・けんいち 立命館大学法学部教授

- 1) この点、川崎政司「立法プロセスの裁判所による法的統制の可能性と限界」法學研究91卷1号（2018年）171頁以下、畠尻剛「議事手続に対する司法審査」法學新報112卷11・12号（2006年）495頁以下等参照。
- 2) 注目度の低い論点だが、奥村公輔「立法手続」山本龍彦・横大道聰編著『憲法学の現在地』（日本評論社、2020年）349頁以下（358-359）は（国会の立法期制への移行の前提としてだが）法案審議の時間確定の必要を説いている。議会審議の「時間」に着目した議会法研究として、岡田信弘編著『議会審議の国際比較』（北海道大学出版会、2020年）も参照。

の探求の手がかりとして、ドイツの立法実務と判例・学説に目を向ける。日独の法構造の違いは無視できないにせよ、社会学者 H. Rosa の説くところの時間構造の加速に政治が同期しきれていない状況は³⁾、両国の議会政治に等しく該当するからである。

II 加速の動態

1 特急立法

ドイツでは、著しく短期間の立法過程を「特急立法 (Eilgesetzgebung)」と呼ぶ⁴⁾。これは憲法上の緊急条項——立法緊急状態や防衛事態での立法手続規定（基本法 [GG] 81条2-4項、同115d条）がこれに該当する——ではなく、あくまで GG や連邦議会議事規則 (GOBT) の通常の手続に従った上での短期間の立法を指す。その「速さ」につき確立した定義があるわけではないが、特急立法を主題とする J. Gallon の論文の文末資料では、連邦議会を 8 日以内に通過した立法例が一覧化されている⁵⁾。本稿もこれに倣い、「8 日以内での連邦議会通可」を特急立法の「速さ」の目安とする。以下、ドイツの立法手続を押さえた後、特急立法を生み出す実務を概観する。

3) Vgl. H. Rosa, Bschleunigung, 2005, insb. S. 135–138, 402–427 (出口剛司・監訳『加速する社会』[福富出版、2022年] 96–100、328–351頁). 民主主義に相応しい「時間」を政治思想的に考案する、鶴飼健史『民主主義はいつ成立するのか』(岩波書店、2025年) 第3章も参照。

4) Z. B. H. Hofmann/G. Kleemann, Eilgesetzgebung, ZG 2011, S. 313 ff.; J. Gallon, Eilgesetzgebung als empirisches Phänomen und ihre verfassungsrechtliche Bedeutung, Der Staat 2004, S. 327 ff.; K. Schneider, Eilgesetzgebung und dilatorische Rechte, in: Kießling/Döhmann (Hrsg.), Die Kunst der Gesetzgebung, 2023, S. 9 ff.

5) J. Gallon, Eilgesetzgebung und parlamentarische Praxis in der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, ZParl 2024, S. 239 (259–262, Anhang). Gallon の文献では基点日（例えば法案上程日）を除く経過日数で集計されている。日本では基点日を含めて換算する場合が多いので、本稿では経過日数 + 1 日で表記する。また、議会休会日を含む実日数とする。

(1) 立法の流れ⁶⁾

GG76条1項は、連邦議会への法案提出を①連邦政府、②連邦議會議員（法文上は「連邦議会の中から（aus der Mitte der Bundestages）」）、③連邦参議会（Bundesrat）という3つの機関に認めている。連邦議会で審議される法案の半数以上を占める政府法案の場合⁷⁾、次の過程を辿ることになる。

- ①政府内での法案作成作業⁸⁾ →②法案提出の閣議決定→③連邦参議会第1次審議（④政府への賛否・修正要望の所見→⑤所見への政府回答）→④連邦議会審議（⑥第一読会→⑦委員会付託→⑧委員会での逐条審議／公聴会開催→⑨委員会からの「採決勧告及び報告」〔以下、「採決勧告」〕の提出→⑩第二読会→⑪第三読会での採決）→⑫連邦参議会第2次審議→⑬主任の大蔵または連邦首相の副署→⑭連邦大統領の認証→⑮官報での公布

GGの規律する立法過程全体（過程③～過程⑮）（GG76条-78条、82条）を「外的立法過程」、GOBTの規律する連邦議会の審議・採決（過程④の⑥～⑪）を「内的立法過程」と呼び、両者を区分することが多い（以下、本稿でもこの区分を適宜用いる。）。

6) 概観は、vgl. *Austermann/Waldhoff*, Parlamentsrecht, 2 Aufl., 2025, § 9; H.-G. Maßen, Gesetzesinitiativen der Bundesregierung, in: Kluth/Krings (Hrsg.), Gesetzgebung, 2014, § 8. 邦語文献として、服部高宏「各國の立法事情（ドイツ）」大森政輔・鎌田薰編『立法学講義〔補遺〕』（商事法務、2011年）458頁以下、小林公夫「ドイツの議会制度」調査と情報1055号（2019年）1頁以下（8-11）など参照。

7) 第19立法期（2017年－2021年）の提出法案（議員法案と参議会法案も含む）全体に占める政府法案の割合は56.0%、政府法案と連立与党法案を合算すると66.4%（成立法案の97.4%）になる。Vgl. *Das Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages* (<https://www.bundestag.de/dokumente/parlamentsarchiv/datenhandbuch/>), Kapitel 10.1.

8) 政府の法案準備過程も連邦省庁共通職務規程（GGO）で規律されている。片桐直人「ドイツにおける政府提出法案の起草過程とその規律」川崎政司・大沢秀介編『現代統治構造の動態と展望』（尚学社、2016年）所収186頁以下など参照。本稿では扱えないが、立法過程の全体時間の把握には、この段階も視野に入れる必要がある。

(2) 期限規定・間隔規定・短縮規定

次に、立法過程の期間に関する法規範を確認する。これらは目的に応じて、① **期限規定**（不当な審議遅延を回避する目的で、一定の期限内の手続完了を立法者に求める規定）、② **間隔規定**（拙速な手続を抑制する目的で、一定の期間経過まで手続の進行を立法者に禁ずる規定）、③ **短縮規定**（緊急の必要に対応する目的で、手続省略や期間短縮を立法者に許す規定）に分類できる。連邦制国家の憲法である GG は、連邦参議会との関係で詳細な期限規定と短縮規定を置いている。また、連邦議会の内的立法過程については GOBT に間隔規定が存在する。

i) **期限規定**：連邦参議会は第 1 次送付手続の際に政府法案への意見を表明できるが、その回答期限は 6 週間以内とされている (GG76条 2 項 2 文)。ただし連邦参議会側が求めれば、回答期限は 9 週間に延長される (同項 3 文)。また、同意法律 (Zustimmungsgesetz) の第 2 次送付手続では、連邦参議会は、調整協議会 (Vermittlungsausschuss) 開催を求めた場合、または同協議会において法案の修正提案がなされている場合を除き、「相当の期間内 (in angemessener Frist)」に同意の有無に関する議決を行わなければならぬ (同77条 2 a 項)。異議法律 (Einspruchsgesetz) の場合、法案への異議は 2 週間以内とされる (同 3 項)。参議会法案の場合、連邦議会への提出は連邦政府が行うため (同76条 3 項 1 文)、まず連邦政府に回付されるが、この手続きにも GG76条 2 項の上記規律を反転させた内容の期限規定（6 週間以内の政府の回答・法案提出、政府の要請による 9 週間の期限延長）が存在し (同76条 3 項 1 文- 4 文)、連邦議会にも「相当の期間内」の審議・議決が義務づけられている (同項 5 文)。

ii) **間隔規定**：連邦議会では、① 法案が印刷版（いわゆる „Drucksache“）で各議員に配布された日の 3 日後まで第一読会は開催できず (GOBT78条 5 項)、また、② 委員会の採決勧告が各議員に配布された日の 2 日後まで第二読会は開催できない (同81条 1 項 2 文)。①と②の間隔を遵守しても、議事上程から最速 6 日間で連邦議会の審議・採決は完了する。ただし出席議員 3 分

の2の賛成があれば、これらの規定の適用除外が可能なので（同126条）、理論上は議事上程から審議・採決まで1日（過程⑤以降の手続を含めても公布まで4日）で完了できる⁹⁾。

iii) 短縮規定：連邦参議会第1次送付手続の際に、連邦政府が法案に「特に急を要する（als besonders eilbedürftig）」旨を付せば、連邦参議会の意見表明が無くとも送付後3週間の経過後に（参議会の延長要求がある場合でも6週間の経過後に）、政府は当該法案を連邦議会に提出できる（GG76条2項4文）。これに対応するかたちで、参議会法案の政府回付手続の場合も、連邦参議会の求めに基づく政府対応期限の短縮が可能である（同条3項4文）。連邦議会の内的立法過程の短縮規定として、1つの会派または総議員の5%の申立てに基づく出席議員3分の2の多数の賛成で委員会審議の省略を可能にするGOBT80条2項がある。しかし委員会省略は法案の正統性を損ねるリスクが高く、過去3件の例しかない¹⁰⁾。

(3) 立法期間短縮の技法¹¹⁾

上記の法的枠組み内での時間短縮のため、以下のような技法が慣行化している。

i) 不真正議員提出（unechte Bundestagsinitiative）：政府作成の法案を与党の議員法案として連邦議会に提出する手法で、州の反発が予想される法案の場合、正規の政府法案に必要な連邦参議会第1次送付手続を省略できる利点がある¹²⁾。

9) Vgl. Austermann/Waldhoff, a. a. O. (Anm. 6), Rn. 543. 1949年～2023年の間に連邦議会の審議・採決を2日で終えた立法例は11件ある（Vgl. Gallon, a. a. O. [Anm. 4], Anhang）

10) Vgl. Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 329, Fn. 17. 著名なGOBTコメントも同条の「実務上の意義は小さい」と評する（Ritzel/Bücker/Schreiner, HdbPP (Stand Dez. 2014), § 80, S. 3）。

11) Vgl. Maßen, a. a. O. (Anm. 6), Rn. 75–78; Hofmann/Kleemann, a. a. O. (Anm. 4), S. 320–324; J. Helbig, Fehler im Gesetzgebungsverfahren, 2023, S. 169–173.

12) このような「偽装型連邦政府法案（verkappte Bundesregierungsvorlage）」はGG76条2項・3項の類推適用の下、参議会の審議対象にすべきという議論もある（Vgl. F. Brosius-

ii) 「束ね手続 (Omnibusverfahren)」：法律改正の時間短縮には「束ね手続」も有効である。一般的なのは条項法 (Artikel-Gesetz) と称される、法案の条ごとに複数の法律改正を束ねる形式だが、個々の法律改正に相互の関連性がみられない場合もある¹³⁾。さらに最近では骨格法 (Rumpfgesetz) 型の「束ね」もみられる。これは後の委員会審議の中での追加的な修正を見越して、大枠のみの規律にとどまる法律案を先行して提出する手法である¹⁴⁾。こうした「束ね手続」は多くの国の立法実務でも確認できるが、それが丁寧な法案審議を妨げていると批判されてきた¹⁵⁾。ことさらドイツの文脈では、委員会修正の中で委員会付託当初の改正法案に含まれていなかった法改正までも束ねて挿入してしまう手法の是非が問われてきた。確かに審議日程短縮の観点からは、この手法により法律改正案を別個に提出した場合に要する第一読会審議を——場合によっては委員会の学識者公聴会も——省略できるという利点がある¹⁶⁾。だが憲法上の観点からは疑問も残るところだろう。まずドイツの場合、委員会での法案修正自体が自明ではない。GG76条1項の「連邦議会の中から」という文言は法案修正の場を本会議に限っていると解釈する余地があるし、また非公開の委員会での法案修正はGG42条1項の議事公開原則違反の可能性もあるからである¹⁷⁾。それゆえ「束ね」

Gersdorf, Art. 76, in: Dreier, GG-Kommentar, 2015, Rn. 58–60, 64).

13) 規律対象が複数の法令を跨ぐことの多いEU指令の国内化の場合、条項法形式が一般的である。Vgl. W. Kluth, Gesetzgebungstechniken, in: Kluth/Krings, a. a. O. (Anm. 6), § 1, Rn. 114 f.

14) Vgl. J. Gallon, Gesetzgebung in der Kreise, in: Kießling/Döhmann, a. a. O. (Anm. 4), S. 113 (124–127).

15) 米国連邦議会では予算関連法案で多用されており、やはり審議形骸化が問題視されている（石垣友明『アメリカ連邦議会』〔有斐閣、2023年〕64頁参照）。日本の立法実務での「束ね法案」増加傾向は、大西祥世「法律案の『一括化』と憲法」法学教室522号（2024年）43頁以下参照。

16) *Wissenschaftliche Dienste*, Verfassungsrechtliche Vorgaben für das sogenannte Omnibusverfahren, WD-3-30000-149/2 (17.7.2020) S. 3; Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 9–14.

17) Vgl. U. Smidtinck, Gesetzgebungsmethodik und Gesetzestypen, in: Kluth/Krings, a. a. O. (Anm. 6), § 3, Rn. 73. Vgl. auch B. -O. Bryde, Geheimgesetzgebung, JZ 1998, S. 115 ff. こ

方式での修正は、当初案の趣旨や本質を変更しない細目的な修正の範囲でのみ許されるという主張もある¹⁸⁾。しかし学説の主流は、①この方式の選択も議会自律権の範囲内である、②第二読会で公開討論と再修正は可能なので議事公開原則に反しない、③委員会での修正を認めない説は、むしろ議会審議の意義を失わせている、④合憲と違憲の線引きが困難である（とくに骨格法型の場合、外形的には一般的な法案修正と変わらない）などの理由から全面合憲説を採っている¹⁹⁾。

2 加速する立法過程——とくにコロナ危機下の特急立法

上述のようなバイパス的手法があるため、GG や GOBT の短縮規定に依拠せずとも外的立法過程は 1 週間程度で完了できる。実際の運用はどうか。1994年～2023年の間の平均では外的立法過程（過程③～過程⑦）に約 7 カ月を費やしているが²⁰⁾、立法期ごとにみれば 1 本の法律制定に必要な期間は短縮傾向にある²¹⁾。ただし立法過程の加速がなぜ問題視されるのかといえば、単に時計時間的な速度の話だけではなく、加速により立法事実の正確

の点、米国連邦議会制度を基にした日本の国会の下で、委員会での法案修正が当然視されてきたのとは事情を異にする。大山礼子『国会改革の「忘れられた30年』』（信山社、2025 年）第 2 章（29-33 頁）参照。

18) R. Kabel, Die Behandlung der Anträge im Bundestag, in: Schneider/Zeh (Hrsg.), Parlamentsrecht und Parlamentspraxis, 1989, § 31, Rn. 68. 委員会での法案の本質的変更禁止を憲法原則と解するものとして、J. Masing/H. Risse, Art. 76, Mangold/Klein/Starck, GG-Kommentar, Bd. 2, 7. Aufl., 2018, Rn. 33; Brosius-Gersdorf, a. a. O. (Anm. 12), Rn. 20.

19) Vgl. J. Kersten, Art. 77, in: Dürig/Herzog/Scholz, GG-Kommentar, Stand, 105. EL Aug. 2024, Rn. 19; Gallon, a. a. O. (Anm. 14), S. 125. 「東ね手続」に公聴会を形骸化させたり、法案ごとの議員の賛否表明を妨げるなどの問題があることは合憲論の Gallon も認める (Gallon, ebenda, S. 126)。

20) Vgl. Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 329-333. 過程ごとの平均日数は、過程③ = 57.8 日間、過程④ = 87.5 日間、過程⑤ = 29.7 日間、過程⑥～⑧ = 44.8 日間である。過程④を分節化すると、第一読会（19.3 日）、委員会審議（63.2 日）、第二読会～採決（7.2 日）となる。

21) Vgl. Karow/Bukow, Demokratie unter Zeitdruck?, ZParl 2016, S. 69 (81 f., Tabelle 4). 第一読会～採決の平均日数は、第12期 = 108 日、第13期 = 111 日、第14期 = 69 日、第15期 = 59 日、第16期 = 74 日、第17期 = 60 日である。

な把握や丁寧な利害調整が省略されかねないからである²²⁾。こうした兆候は Rosa がいう「加速社会」の一面と捉えることもできるが²³⁾、とりわけ欧洲金融危機（2009年）や難民危機（2016年）のような「危機」と呼ばれる状況下での立法に顕著な特徴である。もっとも、こうした法現象を「危機型立法（Krisengesetzgebung）」と名付けて分析を試みた A. Schwerdtfeger の『危機型立法』（2018年）によれば、同書のいう危機型立法とは「時間的圧迫（Zeitdruck）の下で通常状態への復帰を目指しつつも、広範な決定を必要とする例外状況」下の立法を意味し、必ずしも「危機の常態化」を志向するものでない点が強調されている²⁴⁾。このような説明に従えば、同書刊行の2年後の新型コロナ危機は、典型的な危機型立法の時期であったといえる。特急立法（前述11）は1949年5月の連邦議会発足から2023年8月までに48件存在するが、うち10件はコロナ危機期の2020年3月～2022年末のもので、うち6件は直接的なコロナ対策立法である²⁵⁾。この時期、ドイツ連邦議会は事態の推移に応じて頻繁にコロナ対策の立法措置を講じた²⁶⁾。狭義のコロナ対策立法である感染予防法（IfSG）改正だけでも、2020年3月27日公布の第1次「全国規模流行状況住民保護法（以下、住民保護法）」を皮切りに

22) Gallon, a. a. O. (Anm. 5), S. 240; Vgl. auch Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 9-14.

23) Vgl. Rosa, a. a. O. (Anm. 3). Vgl. auch Karow/Bukow, a. a. O. (Anm. 21), S. 70-72. もっとも、すでに1940年代の C. Schmitt が、第一次大戦後に生じた立法手続の迅速化と、その下での „motorisiertes Gesetz“ としての行政命令の発達について、「立法国家の危機」の観点から注目している。C. Schmitt, Die Lage der europäischen Rechtswissenschaft, 1943/1944, in: ders., Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954, 1958, S. 386 (404-408)（初宿正典・吉田栄司訳『ヨーロッパ法学の状況』〔成文堂、1987年〕39-46頁）。

24) A. Schwerdtfeger, Krisengesetzgebung, 2018, insb. S. 15-17. 危機型立法は①複雑性、②不確実性、③機密性、④国際的拘束性の強い規律領域で出現するのだという。

25) Gallon, a. a. O. (Anm. 5), S. 259-262, Anhang.

26) Vgl. z. B. O. Lepsius, Partizipationsprobleme und Abwägungsdefizite im Umgang mit der Corona-Pandemie, JöR 2021, S. 705 ff. 邦語文献として、横田明美『コロナ危機と行政・立法』（弘文堂、2022年）1章・2章、山田哲史「パンデミック下における統治構造」行政法研究46号（2022年）113頁以下、松平光宏「感染症パンデミックにおける公法上の重要問題（1）～（3・完）」自治研究99卷（2023年）3号79頁以下、同4号104頁以下、同5号77頁以下参照。

2022年末までに19回を数えるが、これらの法改正が外的立法過程に要した期間は平均43日弱と算定されている²⁷⁾。この計算には委員会段階で初めてIfSG改正案を盛り込む「束ね手続」が7件含まれており、これらの法案の審議時間をIfSG改正部分の審議期間に限定して算定した場合、平均日数はより短いものに（厳密な限定は難しいものの、Gallonの計算では約3週間）なる²⁸⁾。いずれにせよコロナ危機前の第18立法期（2013年－2017年）の平均138日という数字と比較すれば、審議時間の短さは顕著である。とくに第1次住民保護法はGOBT126条の短縮特例を活用して議会上程から5日で公布されているし²⁹⁾、2021年12月の「感染対策強化法」も6日で公布されている。他にも上程から公布まで9日間が2件、10日間が1件ある。他方では2021年7月の「基金法制統合及びIfSG改正法」の161日間のように議会審議に100日以上を要した法改正も3件あるにせよ、概して短期の立法過程の傾向にあったといえる。Gallonは、この時期の特急立法の背景と意義を次のように説明する³⁰⁾。第1に、特急立法は政府主導のコロナ対策から連邦議会の主導権回復の動きと位置づけられる。感染対策初動期から第3次住民保護法に基づくIfSG28a条導入（2020年11月）までは一般条項（同28条）だけで州政府の法規命令に措置の委任がなされており、これらの措置には法律の

27) Vgl. Gallon, a. a. O. (Anm. 14), S. 116–124. この期間にIfSG改正を伴う法改正が他に6件あるが、Gallonはコロナ対策と関連が薄いという理由で計算から除外している(ebenda, S. 116, Fn. 11)。

28) Vgl. Gallon, a. a. O. (Anm. 14), S. 121 f. COVID-19対策立法での条項法型の「束ね」として、2021年7月に発生したアル渓谷水害の対策法の中に、IfSG28a条の改正条項も束ねた同年9月の「2021年復興支援法(AufbHG 2021)」がある。骨格法型の「束ね」として、2022年9月の「COVID-19感染弱者保護強化法」の審議がある。同法案はIfSG改正法でありながら、第一読会はIfSGの重要な部分（28条・28a条・28b条）の改正を含まない案で審議され、委員会段階での与党提案によりこれらの条項の改正が含められた。

29) 2020年3月24日に政府案を与党法案として上程し、連邦参議会第1次送付手続を回避。翌25日の第一読会でGOBT126条の特例適用を議決。読会審議を省略して委員会に付託。同日中に原案無修正で委員会採決勧告がなされ、さらに第二読会審議と第三読会採決まで進んだ。同月27日には連邦参議会第2次送付手続を完了し、同30日に大統領の認証と公布に至っている。

30) Gallon, a. a. O. (Anm. 14), S. 127–133.

留保の観点から重大な問題があつた³¹⁾。特急立法はこの不正常な法状況の解消に——応急措置ゆえの立法技術上の不備の是正の必要性と感染状況の推移に応じた新たな措置の必要性から、短期間で法改正が繰り返されたにせよ——資するものであった³²⁾。第2に、特急立法は感染予防対策に関する各州や野党との非公式な協議を通じた合意を基盤にしており³³⁾、反対意見を無視した強引な立法という性格づけは正しくない。第3に、様々な事情が特急立法のトリガーとなり得る。その典型例は、上記の第3次住民保護法と、IfSG28b条(「連邦緊急ブレーキ」条項)を導入した2021年4月の第4次住民保護法の審議である。いずれもコロナ対策の基軸となるIfSG改正法であると同時に、比例原則違反や州権限侵害などの点で憲法上の疑義も指摘されていた法案だが³⁴⁾、前者は議会上程から16日間、後者は10日間(ただし本会議会採決で多くの与党議員の造反が出た)で公布に至っている。第3次住民保護法の場合、コロナ対策措置に明確な根拠法律を求めるバイエルン行政裁の決定(VGH München, 20 NE 20.2360)が法案審議入り直前(10月29日)に出たことが審議加速の誘因になり、また第4次住民保護法の場合、イースター休暇延長による人流抑制策が州や世論の反発で撤回に追い込まれたMerkel首相³⁵⁾の失地回復の熱意が審議の加速を促したというのが、Gallonの見立てである。

31) この点、山田・前掲26) 138-146頁、松原・前掲26) (1) 83-87頁を参照。

32) Gallon, a. a. O. (Anm. 14), S. 128. 同様の認識として、C. Brüning/F. Thomsen, *Not kennt ein Gebot*, NVwZ 2021, S. 1183 (1184). 他方で、立法が一貫して政府主導の下にあったという評価もある点は、山田・前掲26) 163頁の記述を参照。

33) 非公式協議の場としての「連邦・州会議」については、山田・前掲26) 123-127頁参照。他方でGallonは、コロナ対策立法の大半が限時法であることと立法過程の速さとの相関性を実証的に否定している(Gallon, a. a. O. [Anm. 14], S. 130-132)。

34) 松原・前掲26) (1) 86-89頁、同 (2) 106-112頁、山田・前掲26) 160-163頁等参照。

35) Vgl. auch O. Lepsius, *Einstweiliger Grundrechtsschutz nach Maßgabe des Gesetzes*, Der Staat 2021, S. 643 (648-650). 松原・前掲26) (2) 111頁、横田・前掲26) 89頁も参照。

3 学説の反応

立法過程の「速さ」への憲法学・立法学の反応も瞥見しておく。必ずしも活発な議論があるとはいえないが、立法過程の憲法的枠づけを探る論者の中には³⁶⁾、憲法適合的な立法期間への考察もみられる。例えば1977年のG. Schwerdtfeger (A. Schwerdtfegerの叔父) の論考が、それである³⁷⁾。同稿の特徴は、「内的立法過程が可能な限り合理的 (rational) に経過していること」を基本権制限の条件と解して、「最適な立法手続」の選択を立法者の憲法上の義務（立法資料の取得、分析および衡量の義務）と捉える点にある。これらの義務履行には立法過程に一定の時間が必要であり、緊急時は例外としても、平時から短期間を前提とする議事手続は憲法上の正統性を欠くものとされる（とくに立法期終了間近の強行可決は立法資料分析義務違反の疑いが強い）。また、「拙速な立法手続きについて」という副題を持つM. Kloepferの論考（1974年）は³⁸⁾、憲法機関の権限配分の観点から法案審議時間の適正さを論じている。Kloepferが問題視するのは、法定立の際に憲法機関が時間逼迫を理由に他の憲法機関に圧をかけて意思形成を誘導する「時間的緊急性の道具化」である。例えば財政改正法（1967年）や財政安定化法（1968年）の立法過程では、不真正議員提出法案（前述1(3)i))などを利用しての連邦参議会審議の形骸化がみられた。これは連邦政府と連邦議会多数派による参議会の「道具化」であり、憲法機関忠実義務（Verfassungsorgantreue）への違反があるという³⁹⁾。別稿でも Kloepferは、立法者には法案審議の際

36) 議論の全体像は、vgl. A. Fleischhauser, Gute oder schlechte Gesetzgebung?, 2022. 西村枝美「立法過程への法的アプローチ」東北学院大学論集（法律学）57号（2000年）1頁以下も参照。

37) G. Schwerdtfeger, Optimale Methodik der Gesetzgebung als Verfassungspflicht, in: FS Hans Peter Ipsen, 1977, S. 173-188. Schwerdtfeger説については、西村・前掲36) 4頁、岡田俊幸「判断過程統制の可能性」法律時報83巻5号（2011年）55頁以下も参照。

38) M. Kloepfer, Verfassung und Zeit: Zum überhasteten Gesetzgebungsverfahren, Der Staat 1974, S. 457 ff.

39) Kloepfer, a. a. O. (Anm. 38), S. 456 f. 憲法機関忠実義務については、vgl. W.-R. Schenke, Die Verfassungsorgantreue, 1977.

に利用可能な情報を全て踏まえる憲法上の義務があり、この義務が無視されて「法案が著しく拙速に、つまり実際に意味のある審議をせずに可決される場合は、違憲になると思われる」と説いている⁴⁰⁾。ただし両説とも、法律自体が無効とされる事案を立法過程の「速さ」が重大な瑕疵といえるものに限定しており⁴¹⁾、この点では立法手続の瑕疵一般に関する連邦憲法裁判例の基本線を逸脱していないともいえる⁴²⁾。それでは、立法期間における重大な瑕疵とは、どのようなものか。1つの応答となり得るのは、「議員の審議参加数」という視点を取り込んだ Hölscheidt/Menzenbach の所説である⁴³⁾。同説によれば、立法手続が違憲と評価されるには、①委員会審議の際に議員が法案に精通するための機会と時間が確保されていない、②法案採決の際に民主的正統性を失うほどに議員の出席数が少ない⁴⁴⁾、という2つの要件を充たす必要がある。ただし同説においても裁判所の審査は「明白性審査」に限定されているため、実際に違憲認定される状況は稀であろう。

このように立法過程の「速さ」に憲法上の瑕疵を認める説においても、違憲となる「期間」は特定されておらず、かつ「速さ」が法律の無効性と結びつくのは極めて例外的な場合に限られている⁴⁵⁾。ただし、この結論には2点の重要な留保が伴う。第1に、このような自制的な論調にとどまるのは、立法過程の「速さ」を「議事手続の瑕疵」という論点の下で論じてき

40) M. Kloepfer, Das Gesetzgebungsverfahren nach Grundgesetz, JURA 1991, S. 169 (172).

41) G. Schwerdtfeger, a. a. O. (Anm. 37), S. 186 f.; Kloepfer, a. a. O. (Anm. 40), S. 172.

42) Vgl. BVerfGE 31, 47, u. a. ただし、連邦参議院第2次審議での採決の瑕疵を理由に同意法律を無効とした判例として、移住法判決 (BVerfGE 106, 310) がある。同判決についての、畠尻・前掲1) 506-521頁を参照。

43) S. Hölscheidt/S. Menzenbach, Das Gesetz ist das Ziel, DÖV 2008, S. 139 [144].

44) この点が基準とされたのには、連邦議会における擬制出席を利用した審議参加者数の低さが背景にある。関連して、植松健一「ドイツ連邦議会の定足数と『出席』」立命館法学393・394号 (2021年) 130頁以下も参照。

45) 「立法者の最適化義務」論 자체が少数説にとどまる点は、vgl. Fleischhauser, a. a. O. (Anm. 36), S. 58-65. 西村・前掲36) 4-7頁も参照。J. の近著でも Kloepfer 説は批判されている (Helbig, a. a. O. [Anm. 11], S. 246 f.)。「憲法機関忠実義務」なる原則は認められないし、「時間的緊急性の道具化」も政治力学の話にすぎないというのである。

た点に起因するところが少なくないという点である。そうではなく、仮に立法過程の「速さ」を「議員の権能侵害」の問題と捉え得るのであれば——こうした法律構成を探るのが、後述Ⅲ2及び3で紹介する近年の連邦憲法裁判例である——ここに法律の違憲性の根拠を認める余地も出てくるはずである⁴⁶⁾。第2に、法律の違憲性の根拠とすることには消極的であっても、立法過程の「速さ」に何らかの憲法論上の問題性を認める論者自体は少なくないという点である。特急立法のような実務が① 議会の公開審議を形骸化させる、② 議会審議の公論へのフィードバックを困難にする、③ 議会内反対派の立法参画や政府統制の実効性を奪うことにより法律の民主的正統性を毀損するといった危惧は、しばしば指摘されてきた⁴⁷⁾。前出の A. Schwerdtfeger も、審議期間の長さと立法の質保証との直接の因果は否定しつつも、その関連性を全否定する立場にも同調しない⁴⁸⁾。立法期間の著しい短縮は、機能的権力分立観の見地から批判の対象となる。個々の議員については、自分の思考で法案を分析・評価するための時間が与えられてこそ、可決した法律につき有権者に責任を負い得る立場になるのだという。もとより「危機」状況に際しては、政府が主導権を握り議会が「追認機関」の地位にとどまることも、それが立法機能の維持に資するならば「機能適合的な国家組織構造」の観点からも例外的に許容されよう。だが「危機型立法」は常に時間限定的な正統性しか持ち得ず、それゆえに限時法化した上で、定期的な立法事後評価に服せざる必要があるとされるのである⁴⁹⁾。

46) このような立場を探る近年の議会法概説書として、Austermann/Waldhoff, a. a. O. (Anm. 6), Rn. 543.

47) Vgl. dazu Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 365. Kloepfer 説を批判する Helbig にしても、野党の審議への影響力を削ぐような立法過程の速さは、憲法が想定する議会審議の「質」を充たさないと考えている (Helbig, a. a. O. [Anm. 11], S. 247. 審議の「質」については、vgl. ebenda, S. 180–183)。立法の加速が法律を空洞化させるのみならず、民主政の諸制度を蝕む点を指摘する書として、See, W. E. Scheuerman, LIBERAL DEMOCRACY AND THE SOCIAL ACCELERATION OF TIME, 2004, Chap. 3–4.

48) A. Schwerdtfeger, a. a. O. (Anm. 24), insb. S. 291–295.

49) 「機能適合的な国家組織構造」について、vgl. A. Schwerdtfeger, a. a. O. (Anm. 24), S. 187–

また他方で、J. Helbig が特急立法について議会が憲法上の任務を適時的に果たした結果だと了解する一方、むしろ議会が任務を懈怠し立法手続が遅延する場合を問題視していることにも（ただし遅延それ単体で立法手続が違憲性を帯びることは否定する）触れておく必要があろう⁵⁰⁾。これは「立法不作為の違憲性」という論点に接合し得る視点といえる。同じく立法の遅延という方向では、Hölscheidt/Menzenbach が議員提出法案の未審議扱い（「吊るし」）を憲法論として争点化している（後述Ⅲ2の事案も参照）⁵¹⁾。

III 判例の新たな展開

1 従来の判例の態度

Gallon の整理では⁵²⁾、2022年以前に出た連邦憲法裁の判例のうち立法過程の「期間」が争点化する可能性があった事案は11件あったが、実際に「期間」への言及があった判例は5件にとどまる（後述の2023年の2件の判例を含めれば、13件中7件）。しかも、この5件の中で狭義の特急立法（内的立法過程8日以内の成立）に該当する事案は、議会審議8日間（全立法過程10日間）の財政安定化法に関する1971年の決定 (BVerfGE 30, 250) のみである。同決定は法案が「尋常ではなく早急に取り扱われた」事実は認めながら、それを法律の瑕疵の事由とすることは否定している。残り4件は平均的な立法期間に属するが、委員会修正と本会議採決までの間隔の短さを不当な「決定の圧縮 (Verdichtung)」であると申立てにより非難された事案類型に位置づけられる（①財政改正法 [1967年] に関する年間所得上限決定 [BVerfGE 29, 221]、②法定医療保険競争強化法 [GKV-Wettbewerbsstärkungsgesetz] [2007年] に関する決定 [BVerfGE 123, 186]、③租税負担軽減法 [Steuerentlastungsgesetz]

222 「危機型立法」の限時法化について、ebenda, S. 353–364.

50) Helbig, a. a. O. (Anm. 11), S. 247.

51) Hölscheidt/Menzenbach, a. a. O. (Anm. 43), S. 144.

52) Vgl. Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 333–339; ders., a. a. O. (Anm. 5), S. 251–253.

1998/1999/2002] [1999年] に関する投機期間決定 [BVerfGE 127, 1]、④原子力法第3次改正法 [2011年] に関する原発廃止判決 [BVerfGE 143, 246])。判例①は、*Kloepfer* が問題視した立法手続（前述Ⅱ3）に関する事案だが、このような立法過程の「圧縮」も憲法上は特に禁じられていないと判断している。判例②は不適法却下であったが、判例①を参照指示しながら実体面でも申立てに理由は無いと説いている。判例③は租税に遡及効を認める同法に信頼保護原則 (GG20条2項) 違反を認定したが、立法手続の瑕疵については、「分量膨大で簡単に読み通せない法案が著しい速さで審議を完了したという事実は、いかなる憲法違反も根拠付けない」と一蹴している。連邦議会や連邦参議院には「もしも時間的圧迫で法案の事柄に即した取扱いが妨害されたと判断するなら、いつでも法案を否決する自由がある」からだというのである。判例④では、与党が法案修正拒否の方針を採り、学識者公聴会の意見を最初から無視していた点などが改正法の瑕疵の根拠に挙げられていたが、この申立人の主張も否定されている。以上5件以外の6件の判例は特急立法（または期間的にそれに準ずる立法）を扱った事件だが、立法の「期間」は争点化されていない⁵³⁾。つまり、憲法訴訟の申立人側も立法過程の「速さ」を必ずしも憲法上の瑕疵と捉えてきたわけではないのである。また、これらの判例全体を通じて、2023年の新たな判例の登場以前は、連邦憲法裁は立法過程の「速さ」や「圧縮」を憲法上の瑕疵と解することを基本的に否定していた点も確認しておきたい（ただし、いずれの事例も法律の違憲性を問う憲法異議か抽象的規範統制であり、立法過程の違憲性自体が訴訟物になり得る機関争訟ではない点には留意したい）。

53) これらは、南西州再編関連2法（1951年）、刑事収容者接触禁止法（1977年）、通貨同盟財政安定化法（2011年）、社会給付基準額算定法（同）、牛肉製品表示法（2000年）、第4次住民保護法（2021年）に関する事案である（BVerfGE 1, 14; 49, 24; 129, 124; 137, 34; 143, 38; 159, 223; 159; 335）。Vgl. *Gallon*, a. a. O. (Anm. 4), S. 338 f.

2 法案の「吊るし」に対する統制基準

前述1でみた判例の流れからすれば、後述の2023年の2つの判例は大きな方向転換といえるが、この転換の予兆といえる2017年の「すべての人の結婚（„Ehe für alle“）」決定（BVerfGE 145, 348：以下、同性婚決定）⁵⁴⁾の判旨を確認しておきたい。事実と判旨は以下のとおりである。2015年頃からの同性婚法制化を求める世論の高まりを背景に、第18立法期（2013年－2017年）中に野党各会派が提出した同性婚関連の法案は計25件に達したが、1度も議事上程されなかった。この問題での連立政権（CDU/CSUとSPD）の不和を回避したい与党が審議・採決を先延ばしていたのである。結果的には同年6月26日のMerkel首相の発言（採決に党議拘束を外す、同性カップルの共同縁組を承認するなど）を契機としたCDUの方針転換があり、与野党（SPD、緑の党、左翼党）共同提案の法案が同30日に可決されるという急展開をたどるが、5月段階では法制化実現はなお不透明な状況にあった。そこで10月の立法期満了前の法案採決を目指す緑の党は、同会派が提出した同性婚法案の議事上程を議会に義務づける仮命令を機関争訟として連邦憲法裁に申し立てた。議員の法案発議権（GG76条1項）には採決請求権も含まれ、法案の未審議により申立人の当該権能が連邦議会により侵害されていると主張したのである。6月14日の決定は申立てを棄却したが、議員の法案審議・採決請求権の存在自体は認めた。議員の法案提出はたとえ採決で否決されようとも、公開で審議されること自体に固有の価値が在るというのである。そして、（参議会法案の取扱いの規定である）GG76条3項6文の「相当な期間内」の要請は連邦議会への議案提出権一般に妥当するという解釈から⁵⁵⁾、提出法案の「相当な期間内」の審議・採決の請求権を基礎づける。法案の審

54) 本決定の評釈として、z. B. T. Schwander, 25 Vertagungen, aber kein Begräbnis?, DÖV 2017, S. 953 ff. 同性婚導入までの動向は、渡邊泰彦「ドイツにおける同性婚導入」京都産業大学総合学術研究所所報13号（2018年）1頁以下が詳しい。

55) 決定書中にも多くの文献の参照指示があるように（Rn. 36）、この解釈自体は従来から通説的なものである。

議・採決が「合理的な理由 (sachlicher Grund) なく全面的にまたは不特定期間にわたって拒絶される場合、採決請求権の侵害の前提になる」(Rn. 35)。その上で、同決定は次のような審査の考慮観点を示す。

「GG は法案審議の期間の相当性を確定する具体的な基準を含んでいない。GOBT にも具体的な法案の審議にてらして相当と解し得る期間の具体化の手がかりを読み取れるものはほとんどない。これは、具体的な法案審議についての期間の相当性を抽象的に確定することは最終的に不可能だという事実の帰結するところである」。「それに代わり必要なのは、具体的な法律案（規模 [Umfang]、複雑性 [Komplexität]、緊急性 [Dringlichkeit]、決定の成熟性 [Entscheidungsreife]）にてらして、また加えて議会の活動進行に影響を及ぼす諸要素（当該法律案以外の法律案またその他の議会審議事項の処理）にてらして、都度の個別事案の状況全体を顧慮することである」(Rn. 37. 下線は本稿筆者)。

もっとも、本決定でも、議事の優先順序の決定権が議会（実際には議会多数派）にあるという前提に変わりはないため、法案発議権侵害が認定される余地は限定的なものとなる。それは、法案審議が「合理的理由のないことが明白なのに先送りにされたり、そうしたやり方で法案発議権を骨抜きとする意図があるような」例外的な場合である (Rn. 38)。採決時期の判断は政治的・社会的な状況と連動しながら多数決で決せられるのが原則であり、裁量踰越は「議会内反対派の不利益になるような濫用がある場合に、はじめて」生じる (ebenda)。このように審査を濫用の有無（「濫用審査」）に限定したことで、本件法案の未審議に権能侵害といえるような明白な濫用は見当たらないという結論に本決定は収まっている。だが、本決定が議員の法案発議権と「相当な期間内」概念とを結び付けることで立法期間の枠づけを行った点は、後続の判例展開にとって重要な意味を持つことになるのである。

3 「特急立法」の憲法適合性①——政党国庫補助絶対的上限判決

2023年1月24日の政党国庫補助絶対的上限判決 (BVerfGE 165, 206. 以下、絶対上限判決) は⁵⁶⁾、同性婚決定が示した合憲性判断の際の考慮観点が審議の「急ぎ」事案にも適用されることを明らかにした。この判決は、与党会派 (CDU/CSU = SPD) の行った政党国庫補助金の総額引き上げ (2018年) に対して野党3会派が申し立てた抽象的規範統制手続の中で、政党法改正法の一部違憲を宣言したものである。同判決の違憲判断は議会審議における立法理由の説明の不十分さを理由として導かれたものだが、その説示中には本件の直接の争点ではない法案審議の進め方に関する言及がみられる (Rn. 90-103)。これには次のような事情がある。本件申立てへの参加を他の野党会派から拒否され、憲法裁にも訴訟参加人の資格を否定された (BVerfGE 156, 1) 連邦議会 AfD 会派は、単独会派でも可能な機関争訟を独自に提訴していた。訴訟物は連邦議会の拙速な審議による AfD 会派の立法手続参与権 (GG20条1項-3項) 侵害の確認である。本件法案は外的立法過程38日間、内的立法過程10日間にすぎず、かほどの短期間では会派内での法案検討も、委員会審議や本会議討論に向けた準備も、さらには世論喚起の行動も不可能だったと AfD は主張したのである⁵⁷⁾。しかし、この申立ては、まず改正法律施行差止めの仮命令請求が2019年3月に却下された後 (BVerfGE 151, 58)、その本案審理についても抽象的規範統制 (本件) の判決言い渡しと同日に下された決定において不適法却下とされており (BVerfGE 165, 270)⁵⁸⁾、当該

56) 本判決の邦語評釈として、村西良太「ドイツ憲法判例研究 (288)」自治研究101巻6号 (2025年) 151頁以下参照。

57) 学識者公聴会の形骸化も問題視されている。法案の議事上程から僅か4日後に公聴会が設定され（しかも月曜早朝開催のため首都から遠隔の大学研究者は招致困難であった）、公聴会から2日後に委員会採決勧告が出されている。勧告の時点で公述人の書面意見書は出そろわず、また公聴会の議事速記録も作成中だったため、議員たちは第二読会審議で公聴会を踏まえた質問を用意できなかった（一部の意見書提出や速記録公開は本会議採決のタイミングにさえ間に合わなかった）。Vgl. dazu Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 11-13.

58) 同決定の却下理由は、申立人が権能侵害の主張の根拠となる条文を指摘していない (GG20条の民主政原理だけでは不十分) というものであった (Rn. 63f.)。本決定の評釈として、vgl.

争点につき具体的な判断はなされなかつた。その代わりに憲法裁は、本件の判決内で審議時間の論点に見解を述べる職権判断をしたのである。その判断枠組みは、大枠として同性婚決定を踏襲したものであった。すなわち、審議期間の相当性の判断に際しては「具体的な法律案（規模、複雑性、緊急性、決定の成熟性）にてらして、また加えて議会の活動進行に影響を及ぼす諸要素（当該法律案以外の法律案またその他の議会審議事項の処理）にてらして、都度の個別事案の状況全体の顧慮すること」が必要であるが、議題の優先順位の判断権は「原則として」議会内多数派にあると説いている（Rn. 91）。

その上で、本判決が新たに強調するのは、この多数決主義を枠づける憲法原則としての①議員同権原則（GG38条1項2文）と②議事公開原則（同40条1項1文）の存在である（Rn. 92-94）。まず①について、判決は議員同権原則から審議・表決に際して「十分な情報を基盤として」参与できる権能（以下、本稿では「議事情報消化権」と呼ぶ）を導き出す。

審議・表決に際して「議員は情報を獲得する必要があるのみならず、当該情報を消化（verarbeiten）できる必要がある（……）。したがって、議員の議会の意思形成への同権的な参与には、十分な情報を基盤として審議対象に関する自身の意思を形成でき、またそれを基礎に議会の審議と採決に加わることができる権能が含まれる」（Rn. 93）。

また②に関わり、判決は議事公開原則を「市民に統制活動の遂行を可能にさせ、もって有権者に対する議会の実効的な責任に資する」点で「民主的な議会主義の本質的要素」だと述べる。

「議会の手続において保障された議論の応酬や決定追求の公開の程度が、対立する諸利益の調整の可能性を創出し、市民による統制の前提条件となる」からである。「ゆえに著しい影響射程を持つ決定には、公衆に自身の意見を育み主張できる機会を提供するような手続であつて、かつ、採決しよう

T. Wischemeyer, Rechtsprechungsübersicht, JuS 2023, S. 474 ff.

としている措置の必要性と範囲を公開の討議の中で明確にすることを国民代表に促すような手続が、先行していなければならない」(Rn. 94)。

かくして議員の議事情報消化権と公開原則により、立法審議に関する議会多数派の形成余地は枠づけられる。さらに次の説示が続く。

「たとえ議会における手続経過の決定に際して議会多数派の下に広い形成余地が帰属するとしても、上記の諸原則が『合理的な理由』なく……濫用される場合には、採決された法律の形式上の憲法適合性に影響を与えるかたちで、形成余地の範囲を越していることになる。」(Rn. 96)。

すなわち判決は、立法期間の短さに「合理的な理由」を持つものと「濫用的」なものという2種類が存在するという立場を採った。その判定基準は明らかにされていないが、「議員の参与権または議会公開の原則を合理的ないかなる理由もなく切詰める目的で、立法手続を濫用的に速める」場合が濫用の例として示されている(ebenda)。その上で判決は、本件の審議の問題点を指摘し、それが憲法の上記要請を充たしているという前提には「簡単には立てない」と説く。ただし、いずれにせよ本件改正法には上述のように理由提示義務違反の点での違憲性がすでにあると判断されたため、立法期間の合理性の有無の審査はなされていない(Rn. 97-103)。

4 「特急立法」の憲法適合性②——暖房法案決定

(1) 暖房法案の審議過程

絶対上限判決の傍論説示の考え方とは、約半年後の事案にてratio decidendi部分で採用されるに至る。建造物エネルギー法等改正法案(GEGÄndG. 通称「暖房法[Heizgesetz]」)の審議差止めを命じた2023年7月5日の第二法廷決定(BVerfGE 166, 304. 以下、暖房法案決定)がそれである。事実経緯を確認しておく。暖房法は、化石燃料輸入の依存度低下のために、新規建造物の65%以上に再生可能エネルギー型暖房システムの設置義務を

課すことなどを柱にする改正法であった⁵⁹⁾。それ自体は SPD = 緑の党 = FDP の連立協定（2021年12月）の方針の中にあったが、当初2025年末に設定した実施時期がロシアのウクライナ侵攻などの情勢変化を受けて2024年末実施に前倒しになった。政府内では2023年2月下旬から法案準備に着手していたが、立法推進派の緑の党に対して、経済界を支持基盤に持つ FDP は消極的であった。連邦憲法裁決決定に至る法案審議の推移は次のとおりである。

4月19日：暖房法案の閣議決定。閣議では Lindner 財務相（FDP 党首）から連邦議会での修正を留保して法案提出に同意する旨の発言があった。

5月12日：政府法案の連邦参議会への第一次送付手続が完了。

5月17日：連邦議会への政府法案の提出。

5月24日：FDP 会派の反対により法案の議事上程は白紙に。

5月25日：本会議「時事問題討論」にて FDP 議員が政府法案を批判。FDP は Habeck 経済環境相（緑の党共同代表）に対して77項目の質問を送達。経済環境相は協議の場の設定を FDP に伝達。

6月13日：与党三党首の緊急会合が開かれ、与党三会派は「両面ガードレール宣言」と題する合意文書（BT-Ausschuss-Drucks. 20(25) 397）を公表。この合意文書には法案への多くの修正検討事項が盛り込まれており、政府案の抜本的修正と受けとめられた⁶⁰⁾。

6月15日：第一読会審議。環境・エネルギー委員会（以下、環境委）への付託が決定される。

6月21日：第1回学識者公聴会。公述人数名から、法案修正に関して十分な情報が得られないまま意見を求められていることに苦言が出る。同日には与党間協議が持たれ、暖房計画、助成制度、借家人保護などで新たな修正が合意される。この場で7月7日まで

59) 山岡規雄「建造物エネルギー法等の改正」外国の立法297-1号（2023年）14-15頁参照。

60) この合意を SPD 幹部が「パラダイム転換」とメディアに語ったことや第一読会の討論で FDP 議員が「政府案は抜本的に修正された」と発言したことが、事実認定の基礎とされている（BVerfGE 166, 304 [331, Rn. 93]）。

の法案採決も合意されている。

6月29日：野党 CDU の Heilmann 議員が、議員権能侵害の確認の争訟を提起し、同時に審議差止めの仮命令も求める (AfD 所属議員11名も申立てに参加)。

6月30日：経済環境省が修正合意を反映した補佐条文案 (Formulierungshilfe) を作成⁶¹⁾。同案は94頁に及ぶ新旧の条文対照表と14頁の法案提出理由を含んでいた。

7月3日：第2回学識者公聴会。今回も短期日程への不満を述べる公述人意見書がみられた。

7月5日：環境委で与党修正案を可決（この修正案が全委員に通知されたのは前日17時48分送信の電子メール経由であった）。同日夕刻、連邦憲法裁第二法廷は、夏季休会前の第27週中（7月3～9日）の暖房法案の第二読会開催を禁ずる命令を決定 [2名の裁判官が反対]。なお決定には、本命令は政府の計画する翌年1月1日の改正法施行を妨げる意図ではない旨も記されている。

憲法裁決定を受けて与党会派は夏季休会明けの9月上旬成立に方針を切り替えた。審議は9月5日に再開され、法案は9月8日の本会議で可決されている。連邦参議会が9月28日に同意し、10月19日の公布を経て、政府の予定通り2024年1月1日に暖房法は施行された。

(2) 暖房法案決定の争点と判旨

i) 争点：申立人の主張は、法案が委員会段階で——実質的には与党会派と経済環境省との非公式協議の中で——大幅修正されており、このまま法案の審議・採決が続行されればGG38条1項2文に基づく議員としての権能（とくに審議権、情報請求権、参与権）が著しく毀損されてしまうので、少

61) GGO52条2項は、議員提出法案に対しても所管省庁または連邦宰相府による条文起草補佐を認めるのと同時に、補佐を受けた条文案の内容が遅滞なく、可能な限り法案の委員会送付前に公表されることを求めている。

なくとも14日間の審議延期が必要だというものであった。対して被申立人（連邦議会）は、議員の権能侵害の確認を求める本案自体が不適法かつ理由がない（GG42条1項は客觀法原則、同76条以下の諸規定も機関の権限配分規定であり議員の権能侵害の根拠にならない。また、申立人は権利濫用の主觀的意図を立証していない）ので、仮命令も不適法かつ理由がないと反論していた。

ii) 判旨：決定は、申立人の議事情報消化権の侵害が「現時点で明白に理由がないとはいえない」とし、仮命令発出に根拠を認めた。その理由として、本件審議の特殊事情を重視する。すなわち、①閣議決定時に財務大臣が法案の徹底審議と大幅修正を示唆した事実、②第一読会直前の与党合意が政府案の抜本的変更を意味すると与党議員も受けとめていた事実、③経済環境省の補佐条文案は膨大な量で、学識者公聴会の公述人からも苦情が出ていた事実、④与党修正案の提出と委員会総括審議の時点で7月7日の本会議採決が予定されていた事実である（Rn. 93）。これらの事実にてらせば、本件手続が憲法上の疑義のない議会内多数派の権限行使であったとは「簡単には認定できない」のであり、仮にGOBTの間隔規定が遵守されていても、「申立人の参与権が現時点で十分な合理的な理由なしに実質的な程度で毀損されていないか、また、議会多数派が選択した具体的な過程が立法手続の濫用性の加速化ではないかにつき、詳細な審査、すなわち仮の権利保護手続の簡易なものではない審査を必要とする」（Rn. 94）と述べる⁶²⁾。

(3) 決定の反響

i) 肯定的反応：憲法裁による議会審議の差止めは「おそらく申立人自身も予測していなかった」（南ドイツ新聞）⁶³⁾と書かれるほどの「極めて異例

62) 被申立人は委員会採決の5日前には補佐条文案が公表されおり審議は拙速ではないという反論もしているが、決定は補佐条文案に与党修正案の性格はないとして反論を否定している。また、権利濫用の主觀的意図の立証の不在という争点に対しては、主觀的意図の必要性も含めて本案審理の中で争えるという理由で、仮の権利保護手続きでの主張を否定している（Rn. 95 f.）。

63) W. Janisch, Gute Eile, schlechte Eile, SZ v. 7. Jul. 2023, S. 2.

事」(O. Lepsius)⁶⁴⁾ではあったが、「世論にはおおむね支持されたようである」(U. Volkmann)⁶⁵⁾。学説においても、法解釈論上の評価をひとまず置くならば、本決定の憲法政治上の意義につき肯定的な受けとめ方が多い。例えば Krings/Rudolph は、本決定を「連立与党間の非公式な協議の席に着くこともできず、与党と同じように省庁保有の専門知見にもアクセスできない議会内反対派の権能を強化する」ものとして歓迎する⁶⁶⁾。C. Hillgruber も（法的論証の脆弱さは認めつつも）民主的な責任の観点から本決定を評価する。法案を慎重に取り扱える時間を保障する立法手続だけが議員に決定の責任を負わせることを可能にするのであり、今回の憲法裁の介入は議会制民主主義を強化に資するという⁶⁷⁾。Volkmann も後述のような批判的視点を持つつも、本決定が議会の討論を通じて社会課題を可視化させるという「議会主義の本来の意義」を再認識させた点は評価する⁶⁸⁾。これらの肯定論者たちは、コロナ期という「危機」下でのみ甘受し得た特急立法をコロナ禍収束後も「普段使い」しようとする政治的傾向に対する憲法裁の掣肘を本決定の中に見出していたといえる⁶⁹⁾。

ii) 否定的反応：だが他方で、本決定を立法過程への過剰介入だとする声も根強い⁷⁰⁾。しかも本件提訴の背後には、9月に控えた3つの州議会選挙

64) O. Lepsius, Vertrauenverlust in die Demokratie, ZRP 2024, S. 162 (162).

65) U. Volkmann, Der Populismus der Mitte, FAZ 9.8.2023. 与野党の反応については、vgl. C. Hickmann, u.a., Richtig dummm gelaufen, Der Spiegel 2023, Nr. 18, S. 24 ff.

66) G. Krings/J. Rudolph, Einstweilige Anordnung gegen Verfahren beim „Heizungsgesetz“, ZRP 2023, S. 155 (157 f.). ただし、Krings が本件申立人と同じ CDU 会派所属の連邦議会議員である点には留意が必要だろう。

67) C. Hillgruber, Anmerkung, JZ 2023, S. 927 (931).

68) Volkmann, a. a. O. (Anm. 64). Volkmann からみて暖房法案は、法規命令に委任すれば済む事項まで細かく規律をかける「規制技術のモンスター」であった。

69) Vgl. z. B. H. Risse, Geschäftsordnungsrecht aus Karlsruhe?, ZParl 2023, S. 693 ff. この点は本決定に批判的な Gallon も（その政治的意図を批判する文脈だが）共有している (Gallon, a. a. O. [Anm. 4], S. 345 f.)。他に肯定的評釈として、J. Krüper, Anmerkung, NvWZ 2013, S. 1246 f.; ders., BVerfG bremst für die Demokratie, LTO v. 6.7.2023.

70) Vgl. z. B. H. Suliaik, Das BVerfG wird übergriffig, LTO v. 6.7.2023.

を前に環境・エネルギー政策での連立政権内の対立を露呈させて与党陣営に打撃を与えるという野党側の思惑も垣間見えたことから、本決定に連邦憲法裁の世論迎合を看取する見方もある⁷¹⁾。批判の急先鋒である F. Meinel は、この問題がいわば「リベラルの『エコロジー独裁』」対「国民の意思」の対抗構図になってしまったと嘆く。一部の評者による本決定が法案を公衆の審判にさらすための時間を創出したという見方は、「もっともらしいが、胡散臭くもある」。本決定が野党に認めたのは、反政府世論の「ポピュリズム的な動員」のために「多くの時間を求める権利」に他ならない⁷²⁾。Meinel とは少し異なる視座からだが、Volkmann も本決定の背後に、憲法裁の違憲判断を喝采するドイツ大衆の「中道のポピュリズム」を認める⁷³⁾。「中道のポピュリズム」には極右ポピュリズムのような過激さは無いが、政治の複雑を理解せずに理想的な解決を過大に期待し、期待が裏切られては政治に失望し、時折の違憲判決で政治エリートが「懲らしめられる」姿を見て溜飲を下げているというのである。

71) Meinel は、第二法廷報告裁判官の Müller 判事が CDU 党大会に出席して政権与党の環境エネルギー政策を批判した事実に言及し、5 対 2 に分かれた本決定の党派的性格を暗に示唆する。F. Meinel, Der Beschluss des BVerfG zur parlamentarischen Beratung des Gebäudeenergiegesetzes, verfassungsblog v. 9.7.2023.

72) F. Meinel, Notbremse gegen Notstandslogik, Merkur 893 (2023), S.49 (52–55). Meinel からすれば、政府は法案準備段階で「法案要綱」の公表を義務づけられており (GGO47条1項)、省庁間調整→所管大臣承認→閣議決定の各段階で世論動向を法案に反映させているため、世論無視の審議という批判は当たらない。同様に本決定が利害関係者や専門家への意見反映の時間確保に寄与したという評価も的外れである。政府の法案準備段階で州・自治体や専門家・利害関係団体からの意見聴取手段が（同条2項–5項）、また委員会審議で野党会派も推薦可能な学識者公聴会 (GOBT70条) が制度化されているからである。このような主張に対しては、法案準備段階での意見聴取は議会の公開審議の代替にならないという反論も可能だろう。ただし Meinel の主張の背景には、立法過程全体の一部にすぎない議会審議だけを「脱加速化」したところで「政治の加速化」に対抗などできないという認識 (ebenda, S. 53) が控えている。

73) Volkmann, a. a. O. (Anm. 65). Volkmann は、上述のように暖房法案の立法技術上の難点を認めるが、本件仮命令の実効性には懷疑的である。仮命令で審議を引き延ばしても細かな修正の追加により、さらに複雑な法律に仕上がるだけだという (ebenda)。

(4) 新法理に対する批判

次に、絶対上限判決と暖房法案決定が示した立法過程の加速に対する違憲審査のあり方（以下、「新法理」）への法解釈上の評価をみる。新法理には以下のような批判がある⁷⁴⁾。

- i) 先行判決の強引な転用：新法理は、先行判例の強引な参照指示により判例の継続性を繕いながら、実際には従来の判例法理を転換するかたちで登場してきた。「相当な期間」概念を法案審議の「加速」とは無関係の GG76 条 3 項から借用し、事案を異にする同性婚決定の「規模、複雑度、緊急性、決定の成熟度」という考慮要素を安易に転用している⁷⁵⁾。
- ii) 議事自律権の軽視：新法理の下では、GOBT の間隔規定が遵守しても「合理的な理由」のない「速さ」は立法手続の濫用とみなされる。しかし、GOBT の内容こそが連邦議会の審議速度に関する決定の全てのはずであり、それに判例上の制約を上乗せするのは議会の審議自律権の軽視である。「連邦議会の内的立法過程の時間上の具体化（つまり特急立法も含む）に関する憲法上の余白部分は、連邦憲法裁が発展させた憲法で充填されるのではなくて、自身の決定のためには憲法的基準のみならず政治的基準も重視する議会多数派に委ねられるべきである」⁷⁶⁾。
- iii) 議員の実質的な同権？：新法理は、自由委任原理（GG38条 1 項 2 文）から議事情報消化権を導き出したが、次のような問題がある。① 従来の判例は憲法上の議員の権能を動議提出権、委員会参与権、発言権、表決権というかたちで議会審議の場面ごとに分節化してきた。議事情報消

74) 以下は、I. Kanalan, Beschleunigte Gesetzgebungsverfahren, DÖV 2024, S. 893 (898–892); Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 354–356; Meinel, a. a. O. (Anm. 71); ders., a. a. O. (Anm. 72), S. 50–56; Austermann/Waldhoff, a. a. O. (Anm. 6), Rn. 536; T. P. Holterhus, Heilmann v. Deutscher Bundestag, TLJ 2023, S. 77 (79 f), における批判を一括した。

75) その他の箇所でも散見される恣意的な先例援用は、vgl. Kanalan, a. a. O. (Anm. 74), S. 900–902. 同性婚決定にも先例の強引な援用がみられ (BVerfGE 145, 348 [359])、批判の対象になっている (ebenda, S. 902)。

76) Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 365. Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 32 も、憲法裁の介入が立法過程の透明性を奪い、議会と有権者との責任連鎖を弱めると説く。

化権の過程横断性は、こうした権能の体系を崩しかねない。②新法理の示した議事情報消化権は野党議員にも意思形成への実質的参与を保障する請求権的性格を持つものであり、これは従来の判例の議員の地位の形式的平等觀から実質的平等觀への転換にほかならず、いずれ発言時間配分や委員会議席数配分などの議会法の他の問題にも派生する可能性がある。だが、それは形式的平等による実質的不平等の発生を問題視する人権論（人権領域でさえ積極的差別解消措置を憲法上の要請と解する説は有力ではないが）の不当な転用である。統治機構領域では、多数決主義を探る以上、少数派の劣位は正当化されるし、議院内閣制を探る以上、法案審議への影響力行使に与党議員と野党議員との事実上の不均等も正当化される。そもそも、これらの不均等は次の選挙次第で逆転し得るので、人権領域で問題になる固定的な属性とは異なる。③個々の議員を基準に実質的平等の実現を判定するのは——例えば与党陣笠議員と野党幹部議員とで審議への影響力は簡単に比較できないことからしても——困難である。④新法理は議事情報消化権を会派ではなく個々の議員に認めたが、議員単位での保障は全議員が法案に習熟するまでの時間確保という無理な要求を意味する。

iv) 不明確な考慮要素：新法理が示した「相当な期間」判断の際の「緊急性」や「複雑さ」といった考慮要素は基準として曖昧で、立法過程の予測可能性を損なう。どのような立法にも「緊急性」を見出すことは可能である以上——暖房法にしても、法律の影響を受ける市民や事業者に対応のための時間を少しでも長く与えるという点では、法案可決に「緊急性」はある——不明確である。本決定は「一般的な経験則」にてらして「90頁以上の修正案を消化するための憲法上の適切な時間」が保障されていないと説くが、この認識の妥当性も疑わしい⁷⁷⁾。立法対象の「複雑さ」も審議資料

77) Gallon は、「一般的な経験則」なるものを基準にするなら、5頁分の分析に1時間かけても18時間で90頁読了できるので、1週間の審議で十分だと反論する (J. Gallon, Oder die verfassungsrechtliche Suche nach der richtigen Zeit, verfassungsblog v. 10.7.2023)。Meinel も、こうした発想を「官僚法学的」だと批判する (Meinel, a. a. O. [Anm. 71]).

の頁数などで測れるものではない。

(5) 決定の射程と議会実務への影響

本決定は機関争訟での仮命令認容事例という点で訴訟手続上の意義も持つが⁷⁸⁾、本稿の関心からは外れる。ただし、いわゆる不利益衡量の中で仮命令発出の利益が発出しない利益を上回ると判断した理由については、本稿にとっても重要である。すなわち本件では、審議を一時的に差し止めても翌年1月1日の法施行に影響しない時期の法案採決は可能であるのに対して、仮命令を認めなければ本案の請求が仮に認容されても申立人の権能侵害は回復不能となるおそれがあると判断された (Rn. 99-103)。この論旨からは、憲法裁が想定する議事情報消化権とは、法案審議の成立そのものを阻止するような強い効果を持つものではなく、法案成立を既定路線としてそれを一時的に引き延ばすだけの穏当な性格の権能であることが窺える⁷⁹⁾。また、憲法裁は機関争訟中の仮の権利保護だからこそ当該権能の承認に躊躇しなかったのだといえなくもない。機関争訟ならば、本案で権能侵害が確認されても法律の効力には影響しないからである。これらのことからも、本決定の憲法裁判上の射程は、批判者たちが警戒するほどの拡さは持っていないと解し得る。審議差止めの仮命令申立ての数が本決定を契機に増加する可能性は否定できないとはいえ、暖房エネルギー法の再改正となる第2次暖房法案審議（2024年）の際に再度 Heilmann 議員が行った差止請求は却下されている (BVerfG, Beschl. v. 25. 4. 2024 -2 BvE 3/24)⁸⁰⁾。また、2025年

78) 本件の訴訟手続面の評釈として、vgl. *Hillgruber*, a. a. O. (Anm. 67), S. 928-930; *Gallon*, a. a. O. (Anm. 4), S. 361-363. *Gallon*は、機関争訟では仮命令の法律上の効果および事実上の影響が本案判決の効果を常に上回るので不利益衡量は無意味だという (*Gallon*, ebenda, S. 361-363)。不利益衡量と、このアプローチを政治性の高い事案で用いる意義について、vgl. *Schlaich/Korioth*, *Das Bundesverfassungsgericht*, 13. Aufl., 2025, Rn. 1116-1123.

79) Vgl. dazu *Schneider*, a. a. O. (Anm. 4), S. 25-27.

80) 本案の申立て自体が不適法とされたが、詳しい理由は決定書に付記されておらず、憲法裁が2023年の法案審議との事案の相違をどこに認めたのかは不明である。

2月の連邦議会選挙後から第21議会招集の間の期間に CDU/CSU・SPD・緑の党の三会派が強行した GG 改正（防衛費等の支出を「債務ブレーキ」条項（GG115条2項）の適用除外とする同項4文の挿入など）の審議（2025年3月）に対する差止請求についても、審議差止めは残存期間の限られた議会審議の「脱加速（Entbeschleunigung）」ではなく終局的な阻止を意味するので、議員の採決権に回復可能な侵害を与えるなどの理由を挙げて、これを斥けている（BVerfG, Beschl. V. 13. 5. 2025 -2 BvE 4/25; Beschl. v. 17. 5. 2025 -2 BvE 13/25）。これらの判例動向からも、審議差止めの認容が多発する見込みは低いと予想される。

とはいっても、別の観点からの本決定の立法実務への影響の懸念の声もある⁸¹⁾。新法理が措定する合理的期間——本決定が実際に命じた「週内」なのか、申立人が求めた「最低14日間」なのかは別にして——の下で、なおも審議を急ぐために、与党は法案修正の主戦場を委員会から本会議第二読会に移すかもしれない（第二読会での修正なら3日後に第三読会を開催できる〔GOBT84条b号〕）。しかし本会議では技術的・細目的な修正は不向きだし、複数の法案が係属する中で全体の審議日程を逼迫させかねない。加えて野党会派にとっても不利益が生じる。現行実務の下でも、野党には委員会での法案修正を通じて立法に一定の影響を及ぼしてきた。ところが委員会での修正後に現行よりも長い間隔が要求される場合、与党は委員会での野党からの修正要求に消極的になり——公開の本会議で修正に応じる可能性も低い——野党の立法過程への影響力は現状よりも弱まりかねないというのである。

IV 論 点 整 理——まとめにかえて

字数制限を大幅に超過しており、ここまでに得た知見に基づく本格的な考察は（日本への転用可能性の検討も含めて）別稿に譲るしかない。以下では

81) Vgl. dazu Meinel, a. a. O. (Anm. 71).

暫定的な私見のラフ・スケッチを示すことで、まとめの代わりとしたい。

i) 「立法期間」の枠づけに向けて：ドイツの学説も立法過程の「速さ」を立法手続の違憲性と直結させることには慎重であり、ましてや法律の無効理由とすることには極めて消極的（無効を肯定する場合も瑕疵の重大性や明白性が条件）である。それでも多くの論者は、議会決定の民主的正統性（議会の公開性原則など含む）や権力分立（連邦参議会の権限、議会内反対派の役割など）の点から立法過程の「速さ」に何らかの問題があることは認識している。こうした問題意識を本稿も共有する。とりわけ①議会審議で議会内反対派や与党陣笠議員が実効的に参与するための時間や②議会審議を公論にフィードバックさせるための時間は（Meinelの上述の評価とは異なり）議会政の不可欠の機能条件と解し得るのであって、それゆえ立法過程の「速さ」に何らかの法的な枠づけは否定されるべきではない⁸²⁾。では、どのような枠づけ方が適切なのか。ドイツの議論状況から2つの方向性が見えてくる。1つは、委員会採決勧告と第二読会審議開催まで間隔を現行よりも長く設定するといった GOBT の間隔規定の強化、さらに確実には GG への間隔規定の導入である。こうした提案は暖房法案決定を契機に学説内でも説かれているが⁸³⁾、一方で反対論も根強い。間隔規定を強化したとて立法が熟議的性格や社会包摂的性格をより強く帯びる保証もなく、むしろ緊急の立法需要への対応力を奪う点で不利益が大きいからである⁸⁴⁾。また、前述の

82) 決定過程の速度を一時的に遅らせる制度が、政治の安定化と合理化に寄与するという政治学者の指摘として、vgl. G. Riescher, Parlamentarische Zeitstrukturen zwischen geschichtlichen Traditionslinien und moderner Funktionalität, ZfP 1997, S. 101 (11).

83) Vgl. Risse, a. a. O. (Anm. 69), S. 696 f.; ders., In Schatten der roten Roben?, in: FS 75 Jahre Grundgesetz, 2024, S. 777 (782 f). *Rise* は、従来の議会慣行から最短の内的立法過程の期間を8日とし、これより早い手続が必要な場合には（GG76条2項に準じて）立法提案者（通常は連邦政府）が理由を公示して、例外的取扱いを求める慣行の形成を求めている（Risse, ebenda, 2024, S. 783）。Vgl. auch Krings/Rudolph, a. a. O. (Anm. 66), S. 158; ders., Resilienter Parlamentarismus, ZG 2024, S. 21 (33 f).

84) Vgl. z. B. Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 22–25; Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 364. ただし、これらの論者も制度設計次第での容認に含みを持たせている場合がある（z. B. Gallon, ebenda, S. 364; Meinel, a. a. O. [Anm. 71]）。

Meinel の懸念（Ⅲ4(5)）は間隔規定強化論にも当てはまる⁸⁵⁾。政府・与党は間隔規定の何らかの迂回路を探し出すだろうし、それが現行よりも望ましい運用となる保証もない。もう1つの方向として、暖房法案決定のように議員権能に依拠して立法期間を統制する途があり得る。だが、この方向にも新法理への批判論が指摘するような難点が伴う。とくに事柄上、抽象的な設定にならざるを得ない基準の下で憲法裁の介入を許すことには抵抗も強いはずである。自由委任規定の規範内容の「過剰積載」も問題になるだろう⁸⁶⁾。そこで両者の折衷案として、間隔規定を画一的に拡張するのではなく、議会内少数派や野党会派のイニシアティブにより採決までの間隔を通常よりも多少引き延ばせる制度設計が考えられる。例えば、「1つの会派又は総議員の5%による申立て」という GOBT では定番の要件を課せば、議事情報消化権は——少数派権でもあるが実質的には——会派の権能としての性格を獲得することになる。

ii) 議会文化の変容と「立法過程の減速」の問題：その上で急ぎ付言しておきたいのは、現在が議会の分極化の時代だということである。与野党間の協調を基盤に形成してきた議会慣行⁸⁷⁾を尊重せず、自己の権限を法が許す極限まで駆使して政敵に打撃を与えることを是とする風潮が議会の議事進行を覆いつつある。このことを背景に、本稿が扱った立法手続の「加速」とは逆のベクトルでの、立法過程の減速装置の「濫用」といえる事態が連邦議会でも州議会でも生じている⁸⁸⁾。暖房法案決定に Meinel がかくも

85) 審議期間固定化が政府の法案準備段階への依存を強めるという指摘は、vgl. auch Gallon, a. a. O. (Anm. 4), S. 364.

86) Schneider, a. a. O. (Anm. 4), S. 32. Vgl. dazu auch M. Payandeh, Die Organisation politischer Willensbildung: Parlamente, VVDStRL 2022, S. 171 ff.

87) セリーヌ・ヴァンゼル「議会と時間」岡田・前掲2) 第7章（とくに160-161頁）は、AfD 参入前の連邦議会の審議手続の党派協調性を描写する。

88) 議会法の論点としての議事妨害の再浮上は、vgl. S. Hölscheidt, Obstruktion im Parlament, Der Staat 2022, S. 129-141. 植松・前掲43) も、こうした現象の一局面を扱う。本稿脱稿後に、ドイツの状況とも共通項を持つフランスの議会審議の現状を扱う、只野雅人「議会審議の質とその整序」中島徹先生古稀記念『憲法学の領分』（日本評論社、2025年）所収

批判的だったのは、仮命令申し立てを野党の「議事妨害」の一種と捉えたからだろう⁸⁹⁾。かくして立法手続の現在的事象に対しては、「加速」と「減速」の両面から接近する必要性が見えてきた。この点も別稿の課題である。

409頁以下にも接した。

89) Vgl. auch F. Meinel, Zur Zukunft der palamentarischen Minderheitenrechte, Merkur 869 (2021), S. 53 ff.